

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	神戸市指定有形文化財「旧乾家住宅」の管理運営業務	行財政局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1／TEL: 078-322-5062	令和7年4月1日	一般財団法人住吉学園 神戸市東灘区住吉本町3- 3-4	6,380,000	<p>旧乾家住宅は、住吉川・赤塚山風致地区に存する「神戸市指定有形文化財」である。当地区は、大正時代から関西の財界人が居を構えてきた住宅地であり、これまで周辺住民が中心となって閑静かつ緑豊かな住環境を守り育ててきた。</p> <p>そのため、地域の歴史的・文化的シンボルである本施設の保存および活用にあたっては、風致地区である地域の歴史や特色、課題等の実情を踏まえ、地域と連携した管理運営を行うことが必要となる。</p> <p>委託候補先である『一般財団法人住吉学園』は、地域社会の健全な興隆発展に寄与することを目的として設立された団体で、地域の教育・文化・福祉の振興や、コミュニティ活動の活性化等への取り組みを積極的に推進するとともに、本施設の管理運営に必要な組織体制・人的ネットワークを有している。</p> <p>以上のことから、本施設の管理運営を適切かつ円滑に実施できる委託先は当該事業者をおいては他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
2	神戸市指定名勝「旧乾家庭園」の保存管理業務	行財政局総務課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5062	令和7年4月1日	公益財団法人神戸市公園 緑化協会 神戸市須磨区緑台	4,169,000	<p>「旧乾家庭園」は、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(以下、「文化財保護条例」という)に基づく神戸市指定名勝である。</p> <p>そのため、「旧乾家庭園」の保存管理においては、定型的な管理作業が中心となる街路樹等の管理とは異なり、文化財保護法及び文化財保護条例の趣旨を踏まえ、本庭園が将来の文化の向上及び発展の基礎をなす掛け替えのないものであるという認識のもと、その保存、保存技術の研究及び活用が適切に行われるよう努める必要がある。</p> <p>具体的には、平成25年3月にヘリテージマネージャーの指導助言のもと策定した『神戸市指定名勝「旧乾家住宅」保存管理計画書』の内容を具現化することにより、名勝としての景観形成、及び良好な植生の維持管理を実施し、長期的視点のもと旧乾家庭園が有する歴史的・文化的価値を維持保存することができる業者を選定することが求められる。</p> <p>以上のことから、神戸市指定名勝に指定される前より庭園の景観形成に携わり、その姿と文化的価値を後世に継承するためのノウハウ、人材、及びネットワークを有するとともに、市内の庭園管理においてヘリテージマネージャーと日常的に業務を行っている(公財)神戸市公園緑化協会においては、本業務を遂行できる事業者はいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
3	生成AIの活用可能性検討業務	行財政局業務改革課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6222	令和7年9月19日	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス総括部 神戸市中央区磯上通7-1-5	3,300,000	本業務委託は、本市の生成 AIでの業務の効率化の可能性及び構築環境の検証を目的にしている。本件について、事前に3社へヒアリングを実施した上で、技術的知見・セキュリティ環境等を踏まえ、富士通と無償PoCを実施している。その結果、簡易な検証環境での精度を一定程度確認しており、無償PoCからの事業の継続性や業務削減効果の精緻な検証をするためには、同社でなければ、業務の目的を達成できないと判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
4	神戸市役所における参与観察を活用した職場調査研究業務	行財政局業務改革課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6222	令和7年4月1日	国立大学法人神戸大学 兵庫県神戸市灘区六甲台町1番1号	4,200,000	本業務は、行政実務の現場において長期間にわたり実施される参与観察型の調査業務であり、その成果は調査員のスキルや経験に大きく依存する性質を有している。 参与観察は、学術研究分野では実績があるものの実務における活用例は少なく、文化人類学の研究室を有する大学であっても、本業務に適した調査体制や応用力を必ずしも備えているものではない。 当該事業者は過去に本市において同様の調査を2回実施し、いずれも的確な課題抽出と有効な提言を行い、参与観察を学術研究以外の実務に応用する高度なスキルと信頼性を有している。 以上のことから、本業務は当該事業者以外では適切な履行が困難であり、業務の確実な遂行および調査の信頼性を確保するため、当該事業者との随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
5	神戸市例規データベースシステムのデータ更新等業務	行財政局法務支援課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5064	令和7年4月1日	株式会社ぎょうせい関西支社 大阪市中央区谷町3-1-9	4,466,000	当該契約の相手方は、現在の神戸市例規データベースシステムを構築し、提供するものであり、当該システムについて例規に係るデータ更新等の業務は、現在のシステムを提供する契約の相手方以外ではその履行が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
6	法務支援課、総務課及び法務支援専門官等の業務に係るコンサルティング業務	行財政局法務支援課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-5064	令和7年4月1日	弁護士法人シティ法律事務所 神戸市中央区江戸町98番地1東町・江戸町ビル5階	3,960,000	当該契約の相手方は、市内の弁護士事務所であり、本市の継続的な政策法務、予防法務、コンプライアンスの推進及び内部統制体制の推進に携わってきた。 「市役所改革方針」及び「市役所改革実施施策」に基づく「コンプライアンス推進体制の改革」を継続的に構築・実行し、コンプライアンス及び内部統制体制を継続的かつ強力に推進するため、さらには、一貫性をもった政策法務と予防法務の充実を図るためには事案の継続性や紛争関係者の信頼性確保の観点から支援体制が短期間で変わることは好ましくないことから、引き続き助言・相談等の必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
7	神戸市人事評価システム保守運用業務	行財政局人事課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6748	令和7年4月1日	株式会社ハイエレコン 広島市西区草津新町1丁目21番35号	3,837,240	当該契約の相手方は、人事評価システムを開発し、同システムの著作権等を有するとともに、本業務に係る作業に必要な経験やノウハウをもつ唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
8	神戸市職員証発行及び職員証管理システム保守業務	行財政局人事課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel: 078-322-6748	令和7年4月1日	日本電気株式会社 神戸市中央区東町126番地	職員証発行経費1,060円/件(税抜) システム・端末保守経費1,553,500円(税抜)	当該契約の相手方は、職員証管理システムを開発し、本業務に必要な当該システムに関する専門的な知識・技術を持つ唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
9	健康診断業務	行財政局厚生課課 神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル9階／Tel:078-322-5110	令和7年4月1日	神戸市職員共済組合 神戸市中央区京町72番地 新クレセントビル9階	職員定期健康診断7,400円/件 前立腺がん検査500円/件 乳がん検診1,000円/件 ※税抜き金額	神戸市職員共済組合が実施する人間ドックは、定期健康診断受診者と同項目の健診が実施できるよう検診機関と調整している。他の医療機関の人間ドックの受診をもって健康診断を受診したとみなすことができるのは、神戸市職員共済組合のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号に該当)
10	神戸市人事給与システム保守及び運用支援業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年4月1日	株式会社Works Human Intelligence 東京都港区赤坂1丁目12番32号	77,219,492	当該業務は、パッケージソフトウェアの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
11	庶務事務システム運用保守業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年4月1日	株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号	31,680,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	神戸市消耗品調達システムの運用・保守業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年4月1日	アスクル株式会社 東京都江東区豊洲3-2-3	21,489,600 (予定額。発注明細数によりレンジが決定、レンジにより金額が決定する契約。)	当該業務は、公募型プロポーザルにより決定したシステム開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
13	給与改定差額計算業務関連ICT ツール開発業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年5月16日	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 東京都港区芝浦3丁目4-1	3,943,500	当該業務は、既存のシステムである「業務支払関連ICTツール」とデータの連動等の関連があり、既存システムを改良・機能追加する形で開発する必要があることから、当初システム開発者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
14	庶務事務システム改修(旅費 法改正対応)業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年6月12日	株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号	15,675,000	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
15	庶務事務システム改修(各種 制度改正対応)業務	行財政局総務事務センター 神戸市中央区京町72 新クレセントビル2F／Tel:078-322-6425	令和7年7月14日	株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町四丁目1番16号	10,345,500	当該業務は、アプリケーションの著作権等を保有する当初設計開発業者である契約の相手方でなくては実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
16	経理契約システム保守業務	行財政局契約監理課 神戸市中央区加納町6-5-1／Tel:078-322-5696	令和7年4月1日	パットシステムソリューションズ株式会社 神戸市北区鈴蘭台南町1丁目2番28-412	15,840,000	・ベースとなるデータベースシステム「FileMaker」の専門的知識が必要である。 ・FileMakerの技術力及び専門的知識を客観的に判断する手段として、Clarisパートナー制度があり、登録業者かつ認定技術者を有する業者は兵庫県内では神戸市に本社を置く上記契約先候補1社のみである。 ・緊急時に即時の対応が可能な市内または県内の業者である必要がある。 ・本業務を正確かつ円滑に遂行するためには、「FileMaker」の専門的知識が必要であるだけでなく、再構築及び改造を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識が必須である。 ・これらすべての条件に合致するのは、上記の委託先候補1社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
17	税込滞納システム 仮想デスク トップ検証対応業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (TEL: 647-9311)	令和7年4月1日	日本電気株式会社 神戸支 社 神戸市中央区東町126番地	9,782,850	税込滞納システムの開発業務は、平成20年 度の一般競争入札(総合評価方式)において決 定した日本電気(株)神戸支社に委託した。 事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮す ると、システム開発業者と同一業者でなければ システムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)
18	課税システムの仮想デスクトップ 環境検証業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (TEL: 647-9311)	令和7年4月1日	株式会社日立製作所 神戸 支店 神戸市中央区雲井通7丁目 1番1号	10,843,987	課税システムの開発は、平成 25 年度の一般 競争入札(総合評価方式)において決定した (株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業 の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮する と、システム開発業者と同一業者でなければシ ステムの品質維持ができず、他の業者では履 行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)
19	税込滞納システムの低速プリンタ 更新対応業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (TEL: 647-9311)	令和7年4月1日	日本電気株式会社 神戸支 社 神戸市中央区東町126番地	18,966,750	税込滞納システムの開発業務は、平成20年 度の一般競争入札(総合評価方式)において決 定した日本電気(株)神戸支社に委託した。 事業の継続性、障害時対応の迅速性等考慮す ると、システム開発業者と同一業者でなければ システムの品質維持が困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)
20	税込滞納システムの共通基盤シ ステム標準化に伴う連携機能に かかる改修業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (TEL: 647-9311)	令和7年4月1日	日本電気株式会社 神戸支 社 神戸市中央区東町126番地	2,343,000	課税システムの開発は、平成 25 年度の一般 競争入札(総合評価方式)において決定した (株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業 の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮する と、システム開発業者と同一業者でなければシ ステムの品質維持ができず、他の業者では履 行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
21	課税システム及び事業所税システムの共通基盤システム標準化に伴う連携機能改修業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (Tel: 647-9311)	令和7年6月1日	株式会社日立製作所 神戸支店 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	8,725,420	課税システムの開発は、平成25年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
22	課税システム帳票電子化推進に伴う改修業務	行財政局税務部税務課 神戸市長田区二葉町5-1-32 (Tel: 647-9311)	令和7年7月1日	株式会社日立製作所 神戸支店 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	26,925,030	課税システムの開発は、平成25年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
23	特別徴収支援システムクライアント端末入替対応業務	行財政局市民税企画課 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 Tel:647-9352	令和7年4月1日	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部 大阪府大阪市中央区久太郎町1-6-29	4,306,170	本業務は、高度な専門性を必要とするものであり、情報の秘密保持にも十分配慮する必要がある。このため、業者の委託先にも、信用・技術・経験が要求され、資格のある相手方を選定して契約を行うことが必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
24	特別徴収支援システム保守業務	行財政局市民税企画課 神戸市長田区二葉町5丁目1-32 Tel:647-9352	令和7年4月1日	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部 大阪府大阪市中央区久太郎町1-6-29	9,504,000	本業務は、高度な専門性を必要とするものであり、情報の秘密保持にも十分配慮する必要がある。このため、業者の委託先にも、信用・技術・経験が要求され、資格のある相手方を選定して契約を行うことが必要であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約が適当である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
25	個人市民税システム改修(不足額給付対応)業務	行財政局税務部市民税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32／Tel: 078-647-9352	令和7年4月17日	株式会社日立製作所 神戸支店 神戸市中央区雲井通7-1-1	21,822,020	課税システムの開発は、平成25年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
26	神戸市市民税サブシステム機器更改に伴うシステムインストール業務	行財政局税務部市民税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32／Tel: 078-647-9300	令和7年7月31日	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	16,500,000	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体は、市民税サブシステムを導入する際に、総合評価落札方式による一般競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づいた市民税サブシステムを開発した業者である。事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
27	神戸市市民税サブシステム標準化移行業務	行財政局税務部市民税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32／Tel: 078-647-9300	令和7年7月31日	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	38,500,000	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体は、市民税サブシステムを導入する際に、総合評価落札方式による一般競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づいた市民税サブシステムを開発した業者である。事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
28	神戸市市民税サブシステム 運用保守業務	行財政局税務部市民税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32／Tel: 078-647-9300	令和7年9月30日	株式会社TKC・株式会社 プリマジェスト共同企業体 栃木県宇都宮市鶴田町 1758番地	12,064,800	株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体は、市民税サブシステムを導入する際に、総合評価落札方式による一般競争入札にて選定され、神戸市仕様に基づいた市民税サブシステムを開発した業者である。事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持ができず、他の業者では履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
29	令和7年度軽自動車税システム改修業務	行財政局税務部法人税務課 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 2階／Tel: 078-647-9404	令和7年5月22日	株式会社日立製作所 神戸支店 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	11,948,200	この業務については、課税端末保守事業者である株式会社日立製作所神戸支店しか履行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
30	令和7年度 固定資産税 登記・評価連携運用業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／Tel: 078-647-9421	令和7年4月2日	株式会社日立製作所神戸支店 神戸市中央区雲井通7-1-1	7,018,000	課税システムの開発は、平成25年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託しており、事業の継続性、障害時対応の迅速性等を考慮すると、システム開発業者と同一業者でなければシステムの品質維持が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
31	令和7年度課税システム(固定資産税)証明書電子申請に係る改修業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／Tel: 078-647-9421	令和7年9月8日	株式会社日立製作所神戸支店 神戸市中央区雲井通7-1-1	6,886,660	課税システムの開発業務は、平成25年度の一般競争入札(総合評価方式)において決定した(株)日立製作所神戸支店に委託したものであり、運用・保守も同社が一括して実施している。本システム改修業務は、事業の継続性、障害時対応の迅速性及びシステムの品質維持の観点から、履行できる者は同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
32	令和7年度固定資産税評価 図(評価図管理システム)異 動更新業務	行財政局税務部固定資産税企画 課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長 田合同庁舎4階／Tel:078-647- 9422	2025年4月7日	株式会社パスコ神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1- 6	99,000,000	本業務は委託先により本市独自の仕様で 開発された、固定資産税評価図管理シ ステムを利用して行う業務であり、既シス テムの契約相手先の企業特許技術を使用 しなければ、更新業務を行うことが出来 ないため、契約相手先以外に本契約を履 行できる者がいない。よって、固定資産 税評価図管理システムの契約相手である 同社を本業務の委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)
33	固定資産税評価図管理シ ステム保守業務	行財政局税務部固定資産税企画 課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長 田合同庁舎4階／Tel:078-647- 9422	2025年4月2日	株式会社パスコ神戸支店 神戸市中央区磯上通4-1- 6	11,990,000	本業務は委託先により本市独自の仕様で 開発された、固定資産税評価図管理シ ステムを利用して行う業務であり、既シ ステムの契約相手先の企業特許技術を使 用しなければ、更新業務を行うことが出 来ないため、契約相手先以外に本契約を 履行できる者がいない。よって、固定資 産税評価図管理システムの契約相手であ る同社を本業務の委託先として選定す る。 (地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
34	令和8年度固定資産税評価に係る標準宅地の地価変動率評定業務に係る委託契約	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9422	2025年7月9日	公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会 神戸市中央区下山手通3-12-1	4,906,308	固定資産税(土地)の評価における鑑定評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、地価公示や地価調査などの公的土地評価との均衡を図りつつ同一地点で大量に行うものであり、特に面的な均衡を図る必要がある。これには、市内の実情に精通した不動産鑑定士を起用し、公的土地評価との均衡、地域の面的な価格バランスの確保を行わせる必要があり、これを指導・調整できるのは、不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体である兵庫県不動産鑑定士協会以外にないため、同協会を委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
35	令和9基準年度土地評価替えに係る標準宅地の鑑定評価業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9422	2025年7月28日	公益社団法人兵庫県不動産鑑定士協会 神戸市中央区下山手通3-12-1	131,482,560	固定資産税(土地)の評価における鑑定評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、地価公示や地価調査などの公的土地評価との均衡を図りつつ同一地点で大量に行うものであり、特に面的な均衡を図る必要がある。これには、市内の実情に精通した不動産鑑定士を起用し、公的土地評価との均衡、地域の面的な価格バランスの確保を行わせる必要があり、これを指導・調整できるのは、不動産の鑑定評価に関する法律第48条に定められた不動産鑑定士等の団体である兵庫県不動産鑑定士協会以外にないため、同協会を委託先として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
36	神戸市家屋評価計算システム運用・保守業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9423	令和7年4月1日	株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21-1	5,265,260	現在使用している家屋評価計算システム(HYOCA-Z)は、平成25年度にシステム設計・開発業務の委託にあたり、本市と同等規模の行政庁における導入実績のある3社において競争した結果、導入が決定されたものであるが、本件契約先は、当該システムの神戸市における販売・請負代理店であり、当該システムの運用・保守は他業者では行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
37	令和7年度償却資産サブシステム運用保守業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9423	令和7年4月1日	TOPPANエッジ株式会社 神戸市中央区磯上通2-2-21	7,568,000	償却資産サブシステムの運用保守に必要な作業を実施するにあたり、既存システムの構造を十分に理解する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
38	令和7年度償却資産サブシステム改修業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9423	令和7年9月10日	TOPPANエッジ株式会社 神戸市中央区磯上通2-2-21	9,207,000	償却資産サブシステムの要件追加、一部改修業務を実施するにあたり、既存システムの構造を十分に理解する必要があるため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
39	令和7年度固定資産税(償却資産)に係るRPA化対応業務	行財政局税務部固定資産税企画課 神戸市長田区二葉町5-1-32新長田合同庁舎4階／TEL:078-647-9423	令和7年5月7日	株式会社日立製作所神戸支店 神戸市中央区雲井通7-1-1	2,479,400	当該システム改修は、開発業者たる株式会社日立製作所しか行うことができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
40	市税コンビニ収納に係る収納 代行業務	行財政局税務部収納管理課 神戸市長田区二葉町5-1-32-5階 TEL:078-647-9521	令和7年4月1日	株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江1-58	基本料: 15,000円/月 (税抜) 手数料:74円 /件(税抜)	2006(平成18)年度からの市税コンビニ収納開始に際して、プロポーザル方式により、廉価で利用可能なコンビニチェーン数が最も多いことから当該契約の相手方を選定し、その仕様に合わせてバーコードを作成した。また、本市と契約先の間でのみコンビニ収納データの送受信を行う仕様で、収納システムの消込み機能を新たに構築した。当該契約の相手方から契約先を変更する場合、新たな契約先の仕様に対応したシステム構築等を行う必要があり多額の費用を要するため、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
41	Web口座振替受付サービス業務	行財政局税務部収納管理課 神戸市長田区二葉町5-1-32-5階 TEL:078-647-9521	令和7年4月1日	ヤマトシステム開発株式会社 東京都江東区南砂2-5-15	基本料: 100,000円/ 月(税抜) 手数料:100 円/件(税抜)	当該契約の相手方は、2020(令和2)年度に公募型プロポーザルにより決定した。高度なセキュリティ環境のもと、対象金融機関との連携やLGWANの利用、還元データを受領できるサービスを提供できる事業者は当該相手方以外に、安定的な運用を確保するためには引き続きの契約が必要。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)